

報道資料

平成15年10月8日

担当

奈良市病院開設準備室

電話 0742(34)1111

内線 2660

市立奈良病院（仮称）基本構想

1. 基本方針

- (1) 奈良市は、国立奈良病院の経営移譲を受け、奈良市とその近隣地域における公的病院としての使命を認識し、さらに奈良市における中核的医療機関として、市立奈良病院（仮称）を開設し、病院運営については指定管理者に管理させる。
- (2) 国立奈良病院の医療水準を維持、向上させるとともに、インフォームドコンセントを推進し、患者が快適に充実して過ごせるようQOL(クオリティ オブ ライフ:人生や生活の質)の向上を図るなど、より良い医療サービスの提供を図る。
- (3) 地元医師会及び他の医療機関と連携し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりを進める。
- (4) 病院機能の維持と向上を図るため、病院経営の健全化及び経営基盤の安定化に努める。

2. 病院規模

病床数 300床（一般300床）

3. 主たる機能

- (1) 奈良市における中核的医療機関として、国立奈良病院が担っている医療水準を確保するとともに、より診療機能を高め、医療サービスの向上に努める。
- (2) 救急医療体制については、国立奈良病院が担ってきた救急告示病院の指定を受け、病院群輪番制に参加することとし、特に小児救急医療については、小児科病院輪番制に参加するとともに、関係機関と調整を図りながら、診療体制の充実に努める。
- (3) 国立奈良病院の担ってきた母子医療の役割を継続する。
- (4) 高度医療に対応するため、血管造影撮影装置、X線CT等の医療機器を導入し、診療機能の充実に努める。
- (5) 既存診療科を継続するとともに、新たな診療科として呼吸器科、消化器科を標榜し、更に、皮膚科、泌尿器科を単独科にして診療機能の充実に努める。
- (6) 外来患者に対し、患者の立場に立った適切な医療サービスの提供

を目指すとともに、院内標榜として、総合診療科を設置し、診療科を超えたチーム医療の推進を図る。

(7)へき地医療拠点病院等の指定を受け、県内のへき地医療支援活動に努める。

(8)臨床研修病院となり、地域に貢献できる医師の育成を目指す。

4. 診療科目(15診療科)

内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科

5. 組織及び運営

(1)国立奈良病院の入院患者については、患者の意向を尊重し引き継ぐこととする。

(2)市立奈良病院(仮称)に勤務を希望する国立奈良病院の職員については、指定管理者が、職員配置計画の範囲内で選考採用試験(書類選考及び面接選考)を実施して、採用を決定する。

(3)経営の合理化に努め、可能な限り業務委託の推進を図る。

(4)市立奈良病院(仮称)の運営に必要な医師、看護師、医療技術職員等の医療従事者については、継続的な確保に努める。

(5)職員組織(配置計画)

開設時の職員数は、次のとおりとする。

但し、開設後の患者の動向等を踏まえ、必要に応じて職員配置計画の変更もあり得る。

職員数

医師 41名

助産師

看護師 159名(うち臨時職員 4名)

准看護師

看護助手 11名(うち臨時職員 6名)

医療技術職員 35名

「薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士」

事務職員 22名(うち臨時職員 6名)

「事務職員、ケースワーカー、保育士(院内保育所)」

合計 268名(うち臨時職員 16名)

6 . 事業計画等

(1) 業務委託

現在、国立奈良病院で業務委託している医事業務（診療報酬請求、外来受付業務等）、検体検査（一部）、リネン業務、中材業務（滅菌、消毒）、清掃業務、食器洗浄業務は引き続き実施し、給食業務（一部）、及び洗濯業務（一部）については、全部を業務委託するとともに、新たにボイラー業務、電気保安業務等を業務委託する。

なお、国立奈良病院で業務委託している電話交換業務については、業務委託せず市立奈良病院（仮称）の職員が行う。

(2) 国立奈良病院の職員の扱い

市立奈良病院（仮称）に勤務を希望する国立奈良病院の職員については、指定管理者が、職員配置計画の範囲内で選考採用試験（書類選考及び面接選考）を実施して、採用を決定する。

市立奈良病院（仮称）に採用する職員の処遇については、指定管理者が定める規程及び規則による。

(3) 保険外患者負担の考え方

原則として、当面は現状を引き継ぐ。

(4) 譲り受ける土地、建物の利用計画

外来診療棟等の改修等、市立奈良病院（仮称）の機能の充実及び療養環境等の向上を図るため、基本構想に基づき整備を進めることとする。

(5) 病棟の整備

現病院建物は、築後相当の年月を経過しており、また、第4次医療法の構造設備新基準との整合性を図っていく必要があるため、概ね10年以内に療養環境に配慮した新病棟の建替整備を計画する。

7 . 資金計画

病院施設・設備の充実整備資金及び運営資金については起債及び補助金等を充てる。